

様式5 - 2

議案の提出(その2)

発議第 5 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設  
-----  
を求める意見書の提出について  
-----

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年9月20日

提出者	米沢市議会議員	高橋 壽
賛成者	〃	相田 克平
	〃	我妻 徳雄
	〃	-----
	〃	-----
	〃	-----
	〃	-----
	〃	-----
	〃	-----
	〃	-----

米沢市議会議長 様

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。最近では、加齢性難聴によってコミュニケーションが減少し、脳に入ってくる情報が少なくなることで、脳の機能低下、うつや認知症につながるのではないかと考えられています。加えて、背後からの車両の接近に気づけなくなるなど、事故や犯罪被害にも遭いやすくなることが懸念されます。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められます。しかし、日本において補聴器の価格は片耳あたり概ね3万円から20万円であり、保険適用ではないため全額自費となります。高度・重度難聴で身体障害者福祉法第4条に規定される身体障害者の場合は補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合には医療費控除を受けられることがあるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

聴覚障害による身体障害者手帳6級の基準は、両耳の聴覚レベル70デシベル以上とされており、例えると、40cm以上の距離で発音された会話を理解し得ないものとなっています。また、片側の耳の聴力レベルが90デシベル以上、もう片側の耳の聴力のレベルが50デシベル以上となっていますが、こうした規定があっても、加齢による難聴が自然現象であるとの理由から手帳の交付申請を断られる事例も発生しています。聴力検査は医療行為であり、加齢性難聴の基準を定め、医療機関発行の聴力検査結果を必須とすれば、適切な公的補助の実現が期待されます。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

よって、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月 日

米沢市議会議員 鳥海隆太

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様